

平成27年度第1回春日井市町名等審議会次第

日時 平成28年2月9日(火)

午前10時00分から

場所 第3委員会室(議会棟4階)

次 第

1 会長及び副会長の選出

2 報告事項

会議の運営について

3 諒問事項

(1) 春日井庄名土地区画整理事業に伴う字の区域の設定及び変更について

4 その他

平成27年度第1回

春日井市町名等審議会

日 時 平成28年2月9日(火)

午前10時00分から

場 所 春日井市役所 第3委員会室

27春都政第355号

平成28年1月12日

春日井市町名等審議会様

春日井市長 伊藤 太



字の区域の設定及び変更について（諮問）

春日井市町名等審議会条例第2条に基づき、春日井庄名土地区画整理事業に伴う字の区域の設定及び変更について貴審議会の意見を求める。

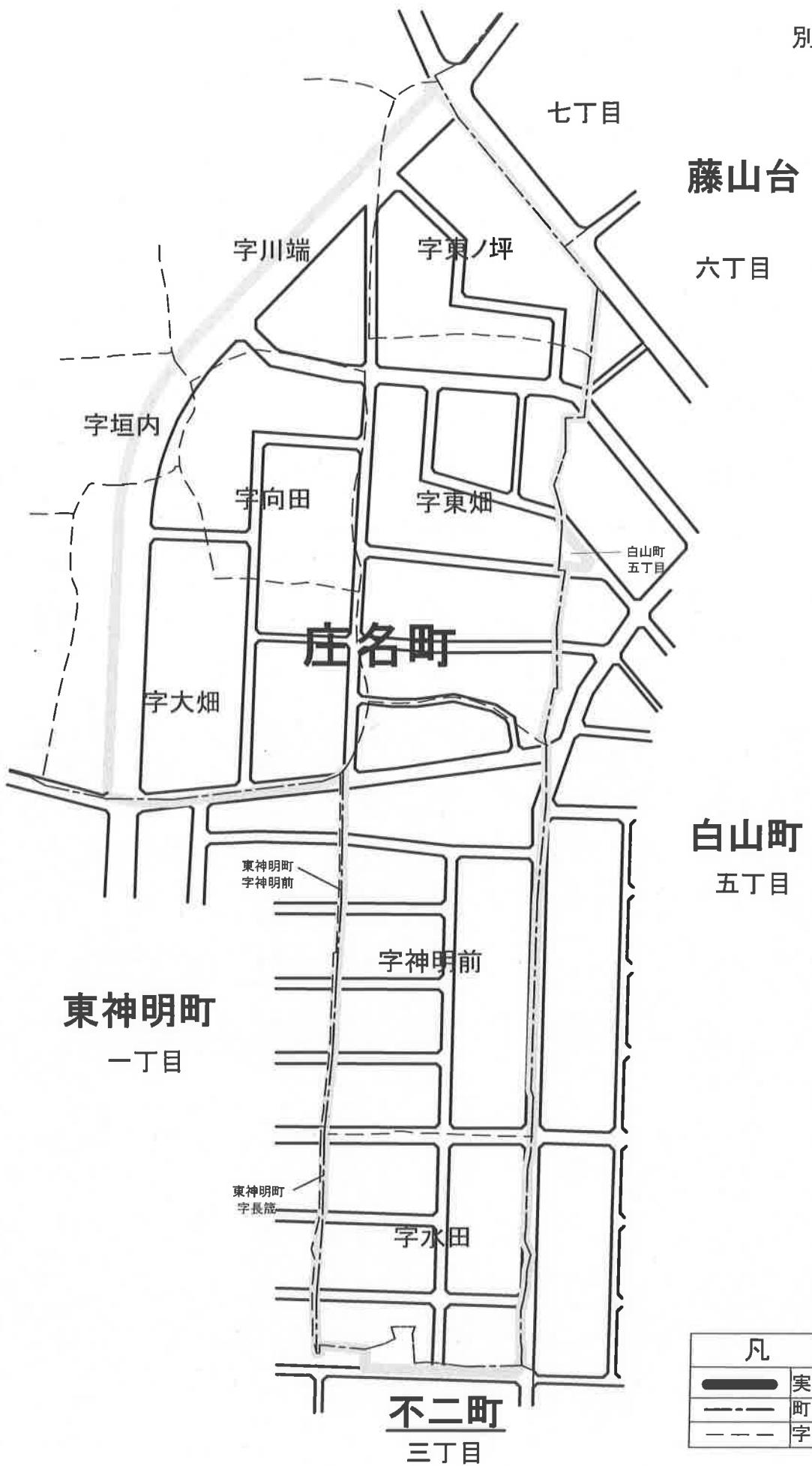
諮問事項 1

字の区域の設定及び変更について（案）

春日井庄名土地区画整理事業に伴い、別図第 1 に示す区域において別図第 2 のように字の区域の設定及び変更を行う。

別図第1

4



別図第2

4



凡 例	
■	実施区域
—	新町界
- - -	新字(丁目)界

春日井庄名土地区画整理事業の概要

〈事業のあらまし〉

事業の名称	春日井庄名土地区画整理事業
施 行 者	春日井庄名土地区画整理組合
施 行 面 積	約 11. 3ha
施行開始年度	平成 22 年度～
整 備 率	91% (平成 26 年度末)

町界・字界変更対照表図

資料2

4



- 土地区画整理事業区域
- 現在の町界
- 現在の字(丁目)界
- 新町界
- 新字(丁目)界
- 庄名町1丁目
- 庄名町2丁目
- 道路及び土地の利用状況にあわせたて変更となる部分

○春日井市町名等審議会条例

昭和49年3月30日

条例第23号

改正 平成20年12月19日条例第41号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、春日井市町名等審議会に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項について必要な調査及び審議を行うため、春日井市町名等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 町名の変更に関すること。
- (2) 町の区域の設定、変更及び廃止に関すること。
- (3) 住居表示制度の実施に関すること。

(委員)

第3条 審議会は、委員12名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 公共的団体等の役員又は職員
- (3) 学識経験者
- (4) 市職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 審議会に特別の事項を調査及び審議する必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、まちづくり推進部において行う。

(平20条例41・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し、必要な事項は別に市長が定める。

附 則

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年条例第41号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

春日井市町名町界地番設定基準

1 設定区域

春日井市全域とする。

2 町界

(1) 町割りの方式

原則として街かく式とし、やむを得ない場合は結合式とする。

(2) 町又は丁目の大きさ

町又は丁目の規模は、用途地域別により次に掲げる面積を基準とする。

ただし、この基準によることができない場合は、隣接地域の状況及び将来の発展性を考慮して定める。

ア 商業を主とする地域 10^{ha}～15^{ha} (約3万坪～5万坪)

イ 住居を主とする地域 15^{ha}～25^{ha} (約5万坪～8万坪)

ウ 工業を主とする地域 25^{ha}～50^{ha} (約8万坪～17万坪)

(3) 町又は丁目の境界

町又は丁目の境界は、当該地域の実情を勘案し、公道、河川、水路、鉄道、その他恒久的な施設又は土地の状況等によって定める。境界線を、公道、河川、水路、鉄道等の側線とする場合、東西線についてはその側線の北側、南北線についてはその側線の東側とする。

(4) 町の名称の定め方

ア 町の名称を定める場合には、従来の名称に準拠して歴史上由緒あるもの、親しみ深いもの、語調のよいもの等を選択し、新たに町の名称をつける場合には、常用漢字、ひらがな又はカタカナを用い、全市通じて同一の町の名称、又はまぎらわしい類似の町の名称が生じないようにする。

イ 町名の設定にあたっては、何町又は何通とすることとし丁目が付される場合であっても、何町又は通を省かないものとする。

3 丁目の配列

配列は原則として町の最も西方の境界線を起点とし、南北にあっては南から一定の基準（右回り蛇行式）により整然と配列し、丁目の数は一桁に止める。

4 地番

(1) 地番区域

不動産登記法施行令（昭和35年8月5日政令第228号）第1条、第2条による起番は、一つの町又は丁目のブロック（街区）ごととする。

(2) 地番の定め方

地番の定め方は、不動産登記事務取扱手続準則第116条第1項第7号に規定する各ブロック（街区）によるものとし、各ブロックごとに1. 2. 3. 4. . . . と本番を付し、ブロックの筆ごとにと1. 2. 3. 4. . . . 支号（枝番）を追い、順次支号（枝番）を定める。

(3) 地番の配列

本番の配列は原則として丁目の最も西方の境界線を起点として、南北にあっては南からブロック（街区）ごとに一定の基準（右回り蛇行式）の順に番号を付ける。

支号（枝番）の配列は、原則として南北長辺街区は西南の角、東西長辺街区は西北の角を起点として右まわり（時計まわり）により順に番号を付ける。

(4) 地番の呼称

地番は何町（何通）何丁目何番1. 2. 3. . . 等とする。

附 則

昭和43年4月1日	施行
昭和54年8月31日	一部改正
昭和55年2月29日	一部改正
平成16年10月9日	一部改正
平成19年6月12日	一部改正
平成27年4月1日	一部改正

春日井市町名等審議会委員名簿

平成28年2月7日現在

役職	氏名	備考
1号委員	石飛厚治	市議會議員
1号委員	鬼頭宏明	市議會議員
2号委員	木野瀬吉孝	春日井商工会議所副会頭
2号委員	長谷川浩敏	尾張中央農業協同組合代表理事専務
3号委員	高橋佳孝	名古屋法務局春日井支局長
3号委員	松永桂治	日本郵便株式会社春日井郵便局長
3号委員	村中治彦	春日井郷土史研究会会长

(任期 平成29年5月31日)